

中央浄化センター脱硫剤取替業務委託

仕 様 書

1. 業務名 中央浄化センター脱硫剤取替業務委託
2. 履行場所 久留米市津福本町 中央浄化センター
3. 履行期間 契約締結日の翌日から令和8年3月30日まで
4. 業務内容 硫化し脱硫性能が低下した脱硫剤の取替、撤去した脱硫剤の処分
5. 指定材料 TG リファイナー (株式会社テツゲン)
TGR-Y-12型 (低クロム品) TGR-Y-15型 (低クロム品)
6. 規格
- (ア) 形状 : 円柱形
- (イ) サイズ : 直径12mmと15mm
- (ウ) 化学成分 : T・Fe 40%以上
- (エ) 圧壊強度 : 10kg/P以上
7. 数量 7,000kg (荷姿:フレコン品)
うち、Φ12mm:5,000kg、Φ15mm:2,000kg
8. 業務日時 契約締結後、市担当者と打合せを行い、決定するものとする。
9. その他 取替にあたっては、事前に脱硫剤の性能証明書を提出し、市の承諾を得たのちに搬入すること。
処分方法については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、適正に処分すること。なお、産業廃棄物管理票(マニフェスト)を中央浄化センター担当者まで提出すること。
10. 提出書類 以下の書類及びその他市が指定するもの。

業務着手前	着手届、工程表
取替作業前	脱硫剤の性能証明書、運搬業者の産業廃棄物収集運搬許可証の写し
業務終了後	業務報告書、硫化水素測定記録、マニフェストの写し、完了届

1 1. 暴力団排除に関する事項

受注者は、当該工事の施工に当たって次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 暴力団から不当要求を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに監督員に報告するとともに、所轄の警察署に届出を行い、捜査上必要な協力を行うこと。
- (2) 暴力団等から不当要求による被害又は工事妨害を受けた場合は、その旨を速やかに監督員に報告するとともに、所轄の警察署に被害届けを提出すること。
- (3) 排除対策を講じたにもかかわらず、工事に遅れが生じるおそれがある場合は、速やかに監督職員と工程に関する協議を行うこと。

1 2. 暴力団排除に係る下請契約に関する事項

受注者は、当該工事の下請施工に関して、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 下請契約（二次以降の下請契約を含む）の相手として暴力団等と関係のある業者を選定してはならない。なお違反した場合は、指名停止措置および下請契約の解除を求める場合もある。
- (2) 下請契約を締結するときは、請負者は、下請負人から「誓約書（下請負人用）」を提出させ、その写しを監督職員へ提出すること。

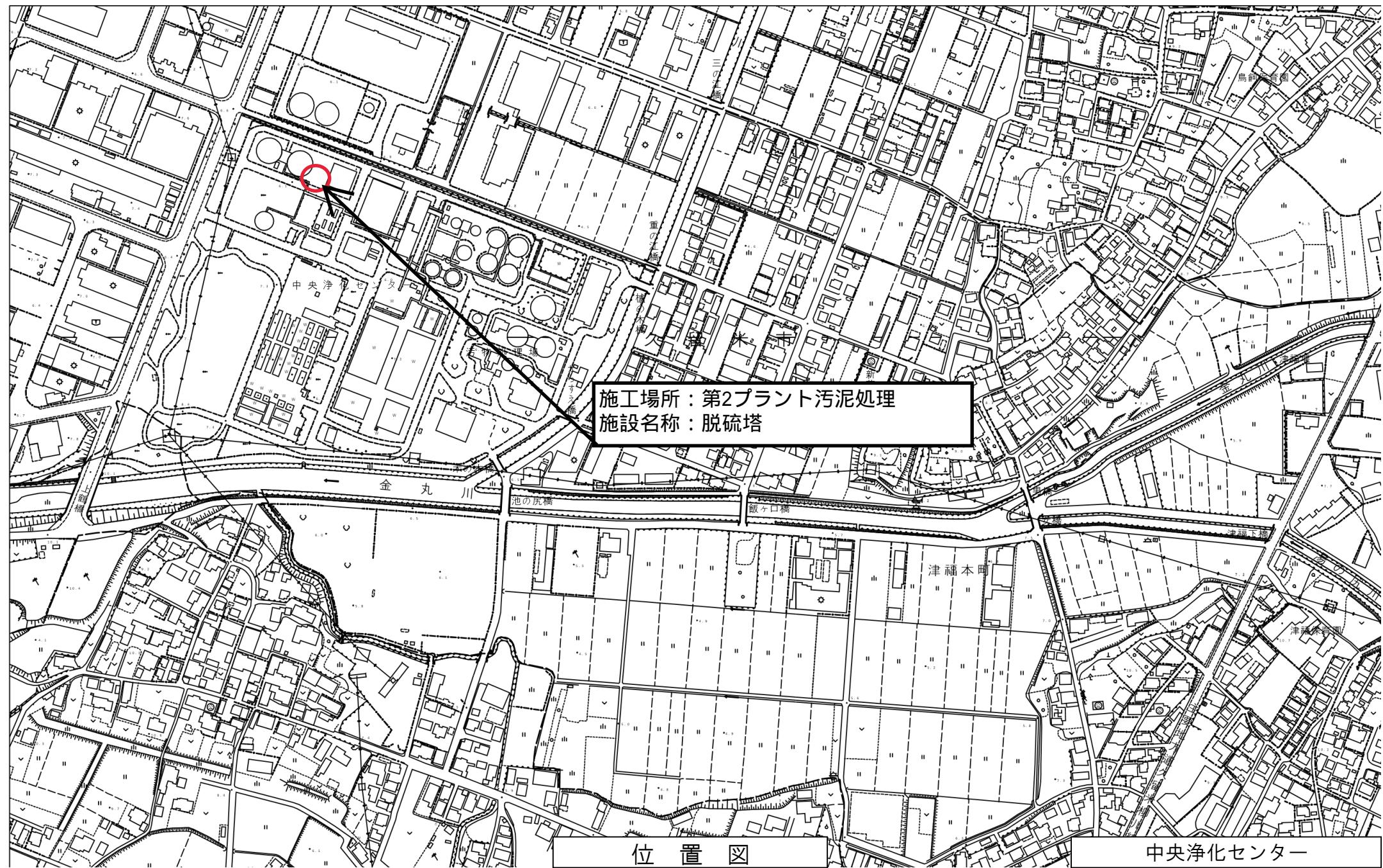
1 3. 契約に関する事項

受注者は、業務の着手にあたり、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 着手届は、契約後 7 日以内に提出すること。
- (2) 工程表は、着手届と合わせて提出すること。

1 4. 障害者差別解消の推進に関する事項

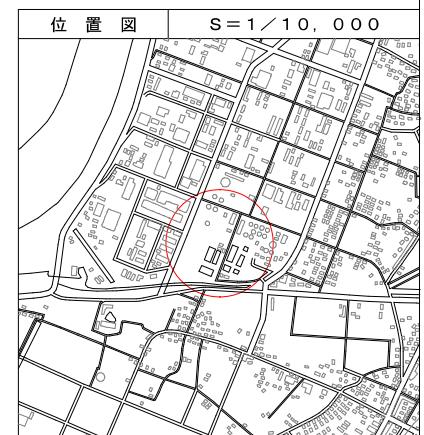
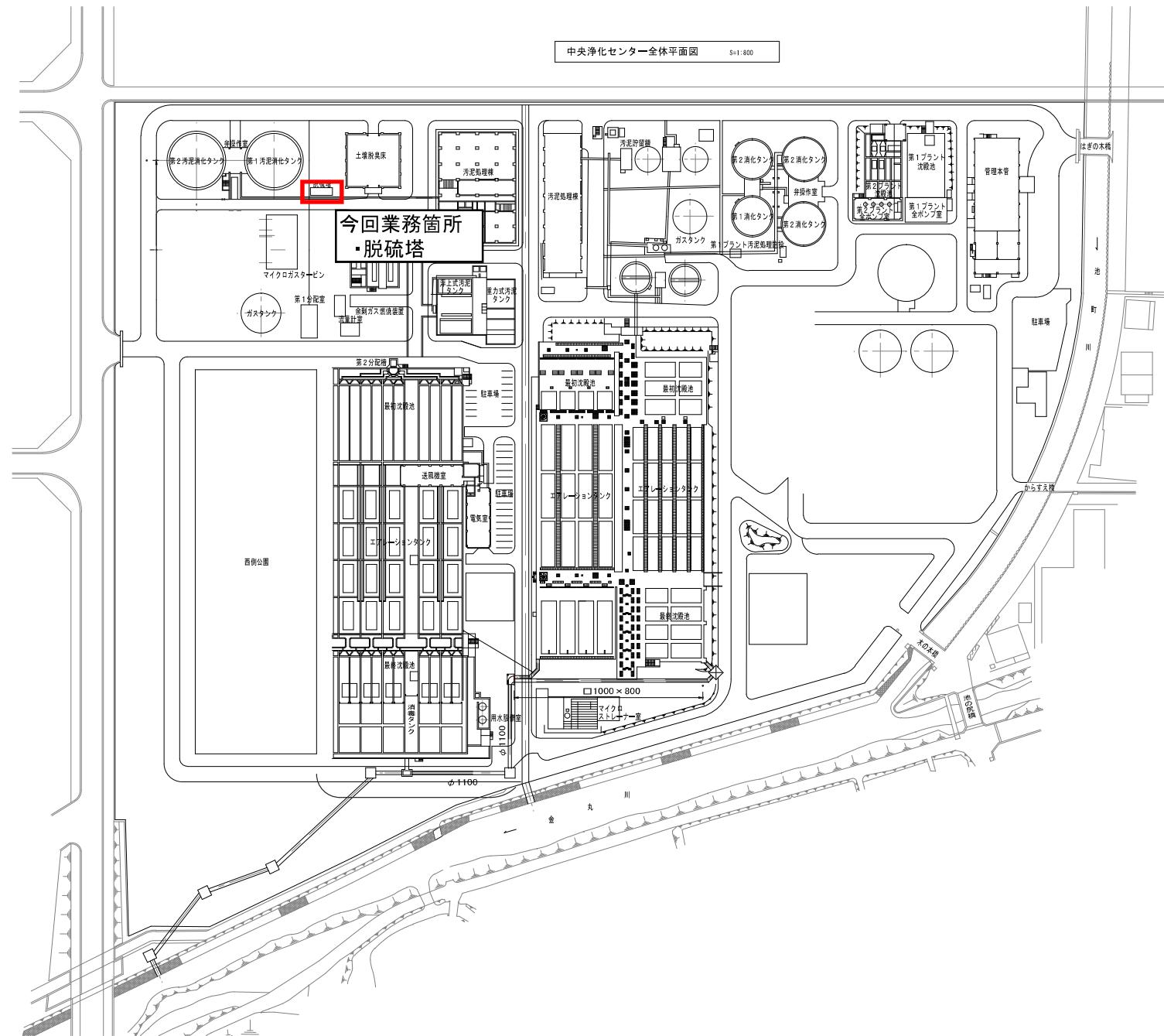
請負者は、業務の実施にあたっては、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）を遵守するとともに、発注者の取扱いに準じて、障害者に対する合理的配慮の提供をしなければならない。



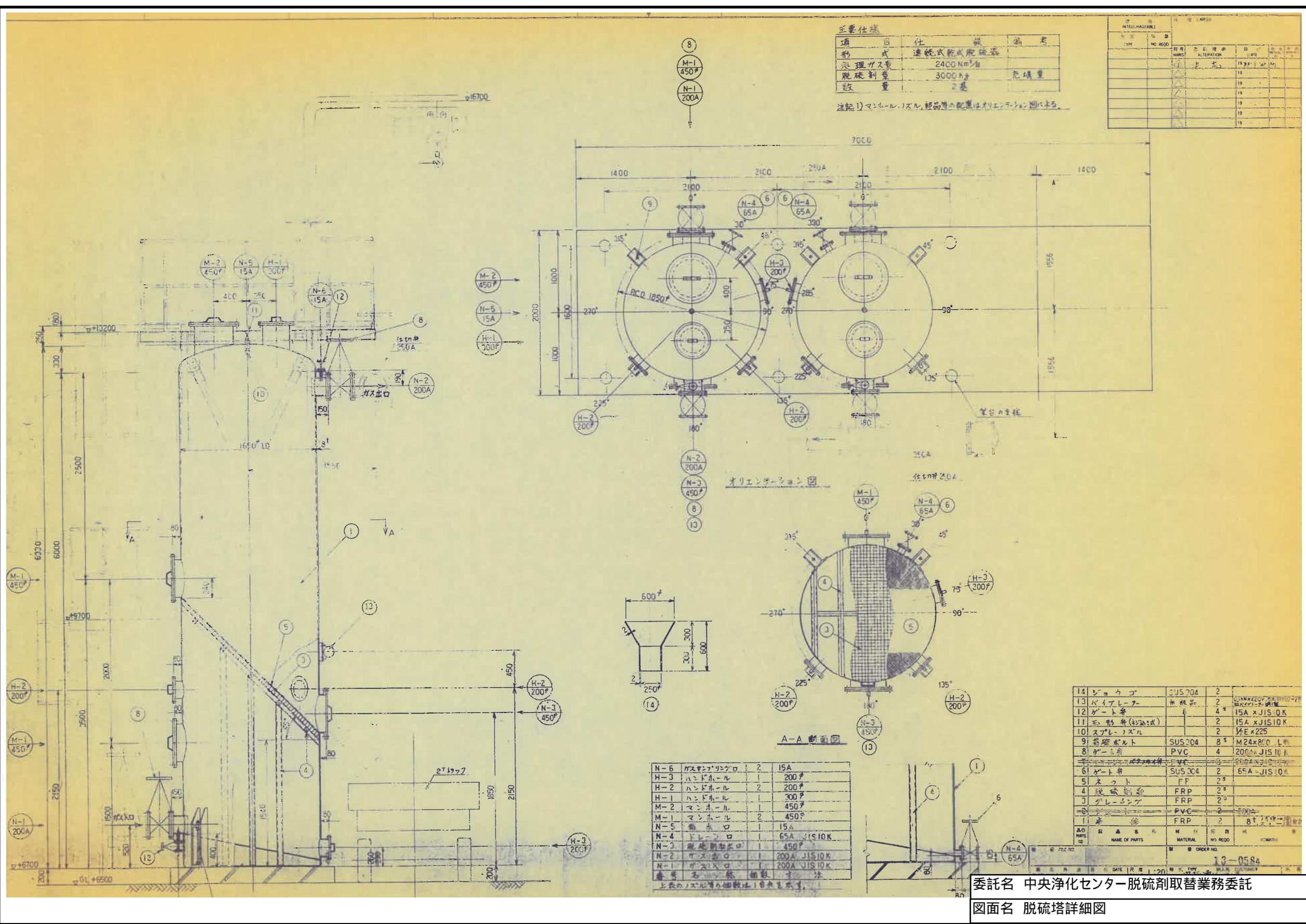
位置図

中央浄化センター

中央浄化センター全体平面図 S=1:800



委託名 中央浄化センター脱硫剤取替業務委託



委託設計書	設計	精算
委託費	:	
年 度	:	令和7年度
委託名	:	中央浄化センター脱硫剤取替業務委託
履行場所	:	久留米市津福本町 津福本町
履行期間	:	契約締結の翌日から令和8年3月30日まで
[業務概要]		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 脱硫剤取替 1式 ・ 廃棄物処分 1式 		

本委託費計算書

費目	工種	種別	細別	数量	単位	単価	金額	摘要
本委託費								
	直接委託費							
		取替材料費	1式					第1号内訳書
		取替作業費	1式					第2号内訳書
		計						
	間接委託費		共通仮設費	1式				
	委託繕費		計					
			現場管理費	1式				
	委託原価		計					
			一般管理費	1式				
	委託価格		計					
		消費税 及び 地方消費税相当額	1式					
	合計							

第 1 号 内 訳 書

取替材料費

久留米市

第 2 号 内 訳 書

取替作業費

久留米市